

山梨県公報

第六百六十五号

令和八年

六月二十二日

月曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定（二件）

○令和八年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日の一部改正

○道路の供用開始

公告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

監査委員

○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議

告 示

山梨県告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 上野原市秋山字奈良山一二七八〇、一二七八〇の内一、一二七八〇の内三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奈良山一二七八〇（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 甲府市古閑町字川野三〇一八の二二・三〇五八・三〇五九・三〇六一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇一八の八、三〇一八の三二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川野三〇一八の八・三〇一八の二二・三〇一八の三二・三〇五八・三〇五九・三〇六一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百三号

令和八年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日（令和八年山梨県告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

本則中「同年六月三十日」を「同年七月三日（同日にあつては、午前零時から午後六時前の時間に限り。）までの日及び同年九月十日（同日にあつては、午前六時から翌日の午前零時前の時間に限り。）から同年十一月三十日」に改める。

山梨県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）において、この告示の日から令和八年七月十三日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	朝日小沢猿 橋線	大月市猿橋町猿橋字西小倉 一七八八番四地先から 大月市猿橋町猿橋字西小倉 一七五五番六地先まで	一〇一・九	令和八年六 月二十二日

公 告

◎ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年六月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市境川町大坪字小町田五七一番、五七一番二、五七二番一、五七二番四、一一一六番一、一一一六番二、一一一六番三、一一一七番一、一一一七番三、一一一七番四、一一一八番、一一一九番一、一一一九番二、一一一九番三、一一二〇番一、一一二〇番二、一一二〇番三、一一二一番一、一一二一番二、一一二一番三、一一二二番一、一一二二番二、一一二二番三、一一二二番四、一一二二番五、一一二四番一、一一二四番二、一一二四番三、一一二四番四、一一二四番五、一一二四番六、一一二五番、一一二六番一、一一二七番一、一一二七番二、一一二八番一及び一一二九番一並びに道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都江戸川区一之江八丁目一四番一号交通会館一之江ビル三階 エンゼル産業株式会社 代表取締役 野邊 弘一郎

監査委員

山梨県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人野中孝憲の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和八年六月二十二日

山梨県監査委員

入倉博文

同

中込正純

同

大久保俊雄

同

桐原正仁

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
川口 明浩	千葉県市川市国府台	令和8年6月29日～ 令和9年3月31日
田中 佑幸	山梨県南アルプス市飯野	令和8年6月29日～ 令和9年3月31日
關野 孝	山梨県甲府市上町	令和8年6月29日～ 令和9年3月31日
海野 純矢	山梨県中巨摩郡昭和町河西	令和8年6月29日～ 令和9年3月31日
山本 薫	山梨県南巨摩郡富士川町長澤	令和8年6月29日～ 令和9年3月31日
高岡 敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台	令和8年6月29日～ 令和9年3月31日